

西郷村立熊倉小学校 学校運営協議会 設置要綱

(目的)

第1条 本要綱は、西郷村公立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、西郷村立熊倉小学校（以下「本校」という。）の学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 本協議会を「西郷村立熊倉小学校 学校運営協議会」と称する。

(趣旨)

第3条 協議会は、学校運営に関して、西郷村教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、次に掲げる事項の達成を目指すものとする。

(1) 学校・家庭・地域が一体となった教育活動

教育目標（学校経営・運営ビジョン）を共有し、連携・協働により教育活動を進める。

(2) 積極的な学校支援と教育活動の充実

地域人材・資源の有効活用と地域の方との交流及び本物の体験活動を推進する。

(3) 地域の教育力の向上及びコミュニティの活性化

連携事業や共催により、子ども達が地域の行事や社会教育事業等へ参加しやすい環境となる。

(4) 地域のよさを知り、地域に貢献できる子どもの育成

地域の人や関係団体の方の指導や交流により、キャリア教育をさらに推進する。

(5) 地域住民の生きがいがづくりや自己実現

地域住民に開かれた学校となり、学校支援や子ども達との交流が気軽に実現できる。

(委員)

第4条 規則に基づく協議会の委員（以下「委員」という）は次に掲げる者のうちから校長が推進する者とする。

(1) 本校児童の保護者の代表（PTA会長）

(2) 本校の地域住民の代表（行政区長）

(3) 本校の運営に資する活動を行う者

(4) 本校の校長及び地域連携担当教職員

(5) 各種団体及び行政機関の関係者

(6) 学識経験者

(7) 前各号に掲げる者の他、教育委員会が適当と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、校長は速やかに新たな委員を推進するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとする。但し、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。但し、校長及び教職員は、会長となることができない。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第8条 協議会に事務局を置く。事務局は協議会の庶務と会計を行う。

2 事務局は、教頭、教務主任及び教育委員会の職員とする。

(委員の責務)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(基本的な方針の承認)

第10条 年度初め、校長は学校運営に関して基本的な方針を作成し、次に掲げる事項について協議会の承認を得なければならない。

(1)教育目標及び学校経営・運営ビジョンに関すること。

(2)教育課程の編成に関すること。

(3)組織編成に関すること。

(4)学校の施設設備等の管理及び整備に関すること

2 前項の承認が得られない場合は、校長は委員の意見を聴取して暫定的な措置を定めることができるものとし、当該措置に基づき学校運営を行うものとする。この場合においては、当該措置は、校長が作成した基本的な方針について、協議会の承認が得られるまでの間、効力を有するものとする。

(意見の申し出)

第11条 協議会は、学校の運営全般について、校長に意見を述べることができる。

(部会等)

第12条 協議会に次の部会を設置する。

~~(1)地域学校協働活動部会~~

(1)主催事業推進部会

~~(2)広報・行事部会~~

(2)教育活動支援部会

~~(3)健全育成・防災・安全部会~~

(学校運営等に関する評価等)

第13条 協議会は、本校の運営状況の評価について、毎年度1回以上行うものとする。

2 協議会は、前項の結果を教育委員会に報告するものとする。

(学校への参画促進等)

第14条 協議会は、本校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等の促進に努めなければならない。

2 協議会は、地域住民等に対して、その運営状況に関する情報を積極的に提供及び公表すると共に、地域住民等の意見、要望等を把握してその運営に反映するよう努めなければならない。

(その他)

第15条 この設置要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会で協議して定める。

(附則)

1 本要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 本要綱は、令和7年4月22日から施行する。